

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月7日
【会社名】	株式会社トランザクション
【英訳名】	TRANSACTION CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 諭
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
【電話番号】	03-5468-9033（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 北山 善也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
【電話番号】	03-6861-5577
【事務連絡者氏名】	取締役 北山 善也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,164,944,000円 引受人の買取引受による売出し 1,506,048,000円 オーバーアロットメントによる売出し 564,768,000円 （注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年10月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年10月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,200,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成28年11月7日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成28年11月7日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成28年11月15日(火)から平成28年11月18日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,200,000株	2,164,944,000	1,082,472,000
計(総発行株式)	1,200,000株	2,164,944,000	1,082,472,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年10月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値(当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値)に0.90~1.00を 乗じた価格(1円未 満端数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	未定 (注)1.	100株	自平成28年11月21日(月) 至平成28年11月22日(火) (注)3.	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成28年11月28日(月) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年11月15日(火)から平成28年11月18日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.trans-action.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年11月14日(月)から平成28年11月18日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年11月15日(火)から平成28年11月18日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年11月15日(火)の場合、申込期間は「自平成28年11月16日(水)至平成28年11月17日(木)」、払込期日は「平成28年11月22日(火)」

発行価格等決定日が平成28年11月16日(水)の場合、申込期間は「自平成28年11月17日(木)至平成28年11月18日(金)」、払込期日は「平成28年11月24日(木)」

発行価格等決定日が平成28年11月17日(木)の場合、申込期間は「自平成28年11月18日(金)至平成28年11月21日(月)」、払込期日は「平成28年11月25日(金)」

発行価格等決定日が平成28年11月18日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年11月15日(火)の場合、受渡期日は「平成28年11月24日(木)」

発行価格等決定日が平成28年11月16日(水)の場合、受渡期日は「平成28年11月25日(金)」

発行価格等決定日が平成28年11月17日(木)の場合、受渡期日は「平成28年11月28日(月)」

発行価格等決定日が平成28年11月18日(金)の場合、受渡期日は「平成28年11月29日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 目黒支店	東京都品川区上大崎三丁目1番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	972,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	108,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	60,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	60,000株	
計		1,200,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,164,944,000	25,000,000	2,139,944,000

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成28年10月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,139,944,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限536,236,000円と合わせ、手取概算額合計上限2,676,180,000円について、1,527,882,000円を平成31年10月までに当社子会社株式会社トレードワークスが運営し、今後需要拡大が見込まれるV A P E(電子タバコ)事業の基盤強化を目的とした小売店舗出店に係る設備資金(758,900,000円)及び在庫の保有・販売促進費用等の支払いに係る運転資金(768,982,000円)に、370,000,000円を平成31年8月までに株式会社トレードワークスのオリジナル雑貨新製品開発に必要な金型製作に係る設備資金(70,000,000円)及び在庫保有に係る運転資金(300,000,000円)に、156,000,000円を平成31年6月までに当社のITシステム開発・整備及び本社フロアの拡張に係る設備資金に充当し、残額が生じた場合には、平成31年8月までに、当社子会社株式会社クラフトワークの工場の新設移転及び生産設備増強に係る設備資金(最大524,000,000円)、V A P E事業に係る設備資金支出に伴う当社の短期借入金を含む金融機関への借入金の返済資金の順に各使途に充当する予定であります。

当社子会社による設備資金及び運転資金への充当については、その一部を当社から当該子会社への投融資を通じて行う予定であります。

本手取金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年11月15日(火)から平成28年11月18日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	800,000株	1,506,048,000	東京都大田区 石川 諭

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成28年10月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 （円）	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の普 通取引の終値（当 日に終値のない場 合は、その日に先 立つ直近日の終 値）に0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨 て）を仮条件とし ます。	未定 (注) 1. 2.	自 平成28年 11月21日(月) 至 平成28年 11月22日(火) (注) 3.	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社	(注) 4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年11月15日（火）から平成28年11月18日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.transaction.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成28年11月29日（火）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年11月14日（月）から平成28年11月18日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年11月15日（火）から平成28年11月18日（金）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年11月15日（火）の場合、申込期間は「自 平成28年11月16日（水） 至 平成28年11月17日（木）」、受渡期日は「平成28年11月24日（木）」

発行価格等決定日が平成28年11月16日（水）の場合、申込期間は「自 平成28年11月17日（木） 至 平成28年11月18日（金）」、受渡期日は「平成28年11月25日（金）」

発行価格等決定日が平成28年11月17日（木）の場合、申込期間は「自 平成28年11月18日（金） 至 平成28年11月21日（月）」、受渡期日は「平成28年11月28日（月）」

発行価格等決定日が平成28年11月18日（金）の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	648,000株
株式会社SBI証券	72,000株
SMB C日興証券株式会社	40,000株
岡三証券株式会社	40,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	564,768,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.transaction.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成28年10月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成28年11月21日(月) 至 平成28年11月22日(火) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1. 株式の受渡期日は、平成28年11月29日(火)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年11月7日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成28年12月20日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成28年12月13日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 300,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成28年12月19日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成28年12月20日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年11月15日(火)の場合、「平成28年11月18日(金)から平成28年12月13日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年11月16日(水)の場合、「平成28年11月19日(土)から平成28年12月13日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年11月17日(木)の場合、「平成28年11月22日(火)から平成28年12月13日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年11月18日(金)の場合、「平成28年11月23日(水)から平成28年12月13日(火)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である石川諭並びに当社株主である石川葵、石川新及び石川智香子は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク **TRANSACTION** を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年11月8日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年11月15日から平成28年11月18日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

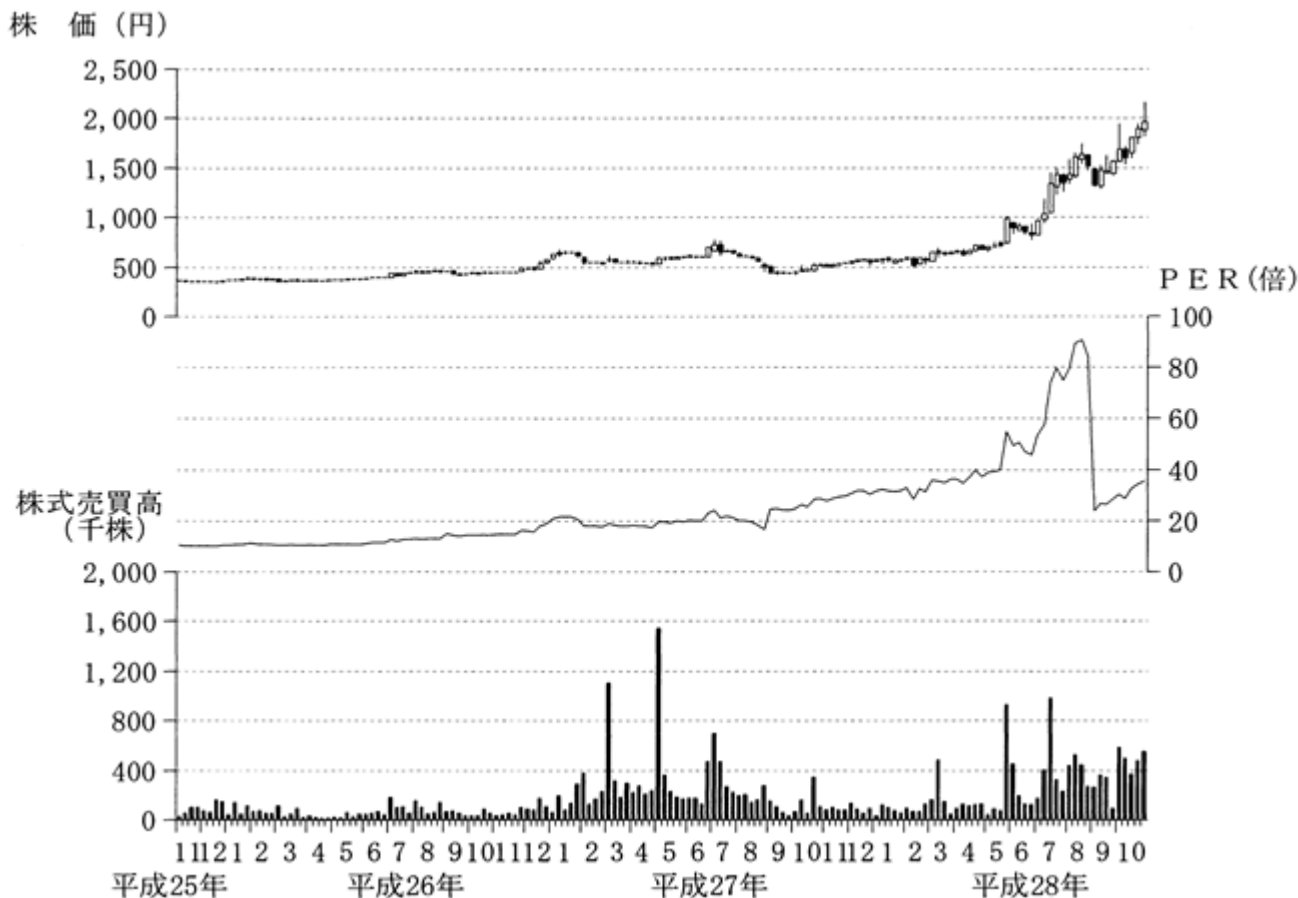
2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.trans-action.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成25年11月5日から平成28年10月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2.乃至4.に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成27年8月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3. P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、平成27年8月1日付株式分割の権利落ち前は、当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成25年11月5日から平成26年8月31日については、平成25年8月期有価証券報告書の平成25年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

平成26年9月1日から平成27年8月31日については、平成26年8月期有価証券報告書の平成26年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

平成27年9月1日から平成28年8月31日については、平成27年8月期有価証券報告書の平成27年8月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年9月1日から平成28年10月28日については、平成28年10月7日に公表した平成28年8月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高については、平成27年8月1日付株式分割の権利落ち前は、当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成28年5月7日から平成28年10月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年11月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成28年11月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因は以下に記載するのとおりですが、これらのリスクの存在を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年11月7日）現在において当社グループが判断したものであります。

顧客企業業績の変動について

当社グループは、企業向けにセールスプロモーション用の雑貨製品を販売しております。従って、顧客企業がその属する市場や景気動向により、広告宣伝費や販売促進費等のセールスプロモーション費用の削減や投入時期の延期を行った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、卸売業者や小売業者向けに雑貨製品の販売も行っており、これら企業の業績動向の他、景気悪化による消費マインドの冷え込み等による一般消費者の購入減少により、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

消費者の嗜好の変化について

当社グループは、「一般雑貨製品」、「エコ雑貨製品」、「ヘルスケア&ビューティ雑貨製品」という製品分類の中で様々な雑貨製品を幅広く取り扱っております。当社グループは消費者の動向やトレンドを予測して嗜好の変化に柔軟に対応しながら雑貨製品の「モノづくり」を行っており、今後とも継続して魅力ある製品を市場に提供できるものと考えておりますが、市場からの支持を得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

アジア諸国におけるファブレス形態での製造について

当社グループは、製品製造にあたり「移動型ファブレス」（ ）の形態をとっており、中国をはじめとするアジア諸国のサプライヤーに生産を委託しております。従って、生産委託先の倒産等により納期遅れや再生産等が必要となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、また、生産委託先サプライヤーのある各国の政治的・社会的な混乱、自然災害、テロ、紛争、疾病、通貨切上げ、インフラの障害等の要因で材料仕入れ、生産、流通に問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

製造原価を低減するため、常に最適な生産国・生産地を選択して製造を委託する形態。

原材料の急激な高騰について

当社グループが提供する製品は、エコバッグ等の縫製品やデザイン雑貨等の成型品を多く扱っており、綿花や石油化学製品などの原材料価格が急激に高騰した場合には、仕入原価に影響を及ぼす可能性があります。「移動型ファブレス」という特性を最大限に活かし、中国をはじめとするアジア諸国から安価な生産地を選定するとともに、製品価格の見直しなどの対策を講じておりますが、予想外の原材料の高騰が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替の急激な変動について

当社グループは、前記 に記載のように中国をはじめとするアジア諸国との輸入取引が多く、これらの輸入取引は主として米ドル建で行っているため、為替の変動により仕入原価に影響を及ぼす可能性があります。このような為替変動リスクを回避するため、為替予約をはじめとする対応を講じておりますが、大幅な為替変動は当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

重大な不良品の発生について

当社グループの提供する製品、サービスにおきまして、何らかの事情により不良品が発生することがあります。不良品が発生した場合、値引きや製品の再生産、再検品、回収等の負担がかかる可能性があります。不良品の発生防止のため、品質管理、生産管理等には十分注意しておりますが、受注金額の大きな案件で不良品が発生した場合には、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループを巡る主な法規制としては、「製造物責任法(PL法)」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「食品衛生法」、「薬機法(旧薬事法)」等があります。当社グループは事業展開に際し、これら規制に抵触することがないように細心の注意を払っておりますが、抵触する事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、万一の欠陥製品の発生に備え、製造物責任保険を付保しておりますが、製品の欠陥が理由で製造物責任法(PL法)による損害賠償問題が発生し、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第三者の知的財産権(著作権・特許権・実用新案権・商標権・意匠権)の侵害について

当社グループが提供する製品、サービスにおきましては、提案する企画内容によっては第三者の知的財産権を侵害する(または不正競争行為に該当する)可能性があるため、企画の提案、製品化にあたっては、一般的な汎用品を除き知的財産権の有無を確認しております。この確認は、基本的には弁理士を通じて行っておりますが、製品、サービスの提供後、予想外の係争が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループではキャラクターやブランド商品を取り扱っており、これら版權元と良好な関係を構築しているものと考えておりますが、商品化許諾契約の更新時における契約条件等によって更新拒絶、解除となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

当社グループが有している個人情報につきましては、細心の注意を払い外部漏洩の防止に努めております。具体的には、社内では個人情報管理規則、情報システム管理規則等に則して、情報管理に関する社員への意識付けを行うとともに、データを取り扱う外部委託先に対しては秘密保持の契約を取り交わしております。しかし、万一、外部からの不正手段によるコンピュータ内への侵入や、会社関係者の錯誤等により、機密情報や個人情報が漏洩し、信用の低下を招いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

小売事業について

(a) 出店政策について

当社グループでは、平成27年6月より小売事業を開始いたしました。今後も高い集客力の見込まれる首都圏主要駅の徒歩圏内を中心に出店を計画し、さらなる店舗網を拡大することを企図しておりますが、賃料等の出店条件に見合う物件や販売員の確保ができないこと等により、計画通りに出店数が推移しなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 敷金および保証金について

当社グループの店舗は、賃貸借契約に基づく賃貸物件であるため、貸主に対して保証金等を差し入れております。貸主の経済状況、その他の事由により、差入保証金の一部または全部が回収できなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 減損損失の発生について

経済環境の変化や流行・嗜好の変化等により、店舗の収益性が事業計画通りに伸長しない場合、店舗において使用している固定資産等に関する減損損失を計上する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

V A P E (電子タバコ) 事業について

当社グループは、平成26年10月より「V A P E = 電子タバコ」市場へ本格的に参入いたしました。電子タバコ市場はここ数年で急速な拡がりを見せ、日本国内においても大手タバコメーカーが参入するなど注目されております。当社グループは実店舗販売、W E B 販売および卸売販売の3つの体制で販売を積極的に取り組んでおりますが、V A P E 販売および使用に関して規制や制限が設けられることにより、V A P E の普及が進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが一切関知・関与しない粗悪な商品等が事故や健康被害を引き起こし、V A P E 全般へのイメージや信頼が損なわれるような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日(平成28年11月7日)現在(ただし、既支払額については平成28年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社 (東京都渋谷区)	-	ITシステム (PC、サーバ)	96,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成28年 12月	平成30年 12月	(注) 1.2.
	本社 (東京都渋谷区)	-	ITシステム (販売管理シ ステム等)	20,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成28年 9月	平成31年 6月	(注) 1.3.
	本社 (東京都渋谷区)	-	本社設備	40,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成29年 8月	平成29年 8月	(注) 1.4.
(株) トランス	本社 (東京都渋谷区)	-	WEB販売シ ステム・複合 機	34,000	-	自己資金	平成29年 9月	平成30年 12月	(注) 1.4.
(株) クラフト ワーク	工場 (埼玉県草加市)	-	印刷機器 (多色回転シ ルク機他)	24,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成28年 6月	平成30年 11月	(注) 1.5.
	工場 (埼玉県草加市)	-	工場設備	500,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成29年 9月	平成30年 2月	(注) 1.6. 7.8.
(株) トレード ワークス	本社 (東京都渋谷区)	-	ITシステ ム、工具器具 等	70,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成28年 9月	平成31年 6月	(注) 1.9.
	vape studio 新宿駅西口店 (東京都新宿区)	-	電子タバコ販 売店舗	26,000	15,000	借入金 及び 増資資金	平成28年 9月	平成28年 12月	(注) 1.10. 11.
	vape studio 赤坂見附駅店 (東京都港区)	-		14,645	-	借入金 及び 増資資金	平成28年 10月	平成28年 11月	
	vape studio 池袋駅東口店 (東京都豊島区)	-		20,600	-	借入金 及び 増資資金	平成28年 10月	平成29年 3月	
	vape studio 3店舗 (東京都)	-		78,000	-	増資資金	平成29年 1月	平成29年 8月	
	vape studio 10店舗 (未定)	-		260,000	-	増資資金	平成29年 9月	平成30年 8月	
	vape studio 15店舗 (未定)	-		390,000	-	増資資金	平成30年 9月	平成31年 10月	

- (注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
2. 全社ITシステムの維持・更新に係る、システム開発費・ソフトウェア及び機器等購入費用等であります。
3. 全社の販売管理システム等の維持・更新に係る、システム開発費及びソフトウェア購入費用等であります。
4. 労働環境の改善及び業務の効率化を目的として行う本社フロア拡張に伴い必要となる、備品購入・工事実施等のための諸費用であります(敷金及び保証金を含む)。
5. 主力製品の重要工程を内製化するために導入するもので、受注力、生産性の向上を見込んでおります。
6. 業務の効率化を目的とした工場の新設移転に係る費用等であり、将来の生産ライン、印刷機の増加による生産性向上の余地を見込んでおります。
7. 工場設備に係る投資額には土地の購入資金も含まれております。
8. 工場設備は当社が投資を行いますが、実際に使用する(株)クラフトワークの投資計画に含めるものとしております。
9. 業務の効率化を目的としたITシステムの維持・更新に係るシステム開発費及びソフトウェア購入費用、新製品開発促進のための金型投資、並びに展示会用什器購入のための費用であります。
10. V A P E 事業における実店舗の展開に係る、店舗内装・店舗什器の購入費用等であります(店舗賃借に係る敷金及び保証金を含む)。

11. 店舗賃貸に係る敷金及び保証金の支払は当社が行いますが、事業運営主体である(株)トレードワークスの投資計画に含めるものとしております。
12. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年11月7日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。
(平成27年12月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年11月27日開催の当社第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された日

平成27年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、石川諭、中塚莞爾、細田和明、千葉啓一、古田利雄及び北山善也を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、金田政則を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、佐久間幸司を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
石川 諭	100,045	1,240	0	(注)	可決 (93.37%)
中塚 莞爾	100,982	303	0		可決 (94.25%)
細田 和明	100,994	291	0		可決 (94.26%)
千葉 啓一	101,036	249	0		可決 (94.30%)
古田 利雄	98,651	2,634	0		可決 (92.07%)
北山 善也	100,937	348	0		可決 (94.20%)
第2号議案	100,438	841	0	(注)	可決 (93.74%)
第3号議案	100,873	414	0	(注)	可決 (94.14%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は加算しておりません。

(平成28年1月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年1月25日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

イ 銘柄 株式会社トランザクション 第2回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

2,506個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式250,600株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

(3) 発行価額の総額
141,338,400円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成28年 1 月22日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金563円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成29年12月 1 日から平成31年 8 月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、平成28年 8 月期から平成30年 8 月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益が下記(a)及び(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、定められた期間(以下、「行使可能期間」という。)において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。なお、行使可能期間の満了日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日までを行使可能期間とする。

(a) 平成28年 8 月期から平成29年 8 月期における営業利益の累計額が1,400百万円以上の場合

行使可能割合：50%

行使可能期間：平成29年12月 1 日から平成30年 8 月31日

(b) 平成28年8月期から平成30年8月期における営業利益の累計額が2,370百万円以上の場合

行使可能割合：50%

行使可能期間：平成30年12月1日から平成31年8月31日

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	5名	1,100個	(110,000株)
当社従業員	15名	300個	(30,000株)
当社子会社取締役	2名	100個	(10,000株)
当社子会社従業員	68名	1,006個	(100,600株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

株式会社トランス	当社の完全子会社
株式会社トレードワークス	当社の完全子会社
株式会社クラフトワーク	当社の完全子会社
株式会社T3デザイン	当社の完全子会社

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

ヘ 新株予約権の割当日

平成28年2月23日

ト 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年3月4日

4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日（平成28年11月7日）現在下記のとおり増加しております。

平成27年11月27日現在の資本金	増加額	平成28年11月7日現在の資本金
312,380千円	225千円	312,605千円

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

5 最近の業績の概要

(1) 第30期連結会計年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）の業績の概要

平成28年10月7日開催の取締役会で承認し、公表した第30期連結会計年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

なお、金額については千円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,198,314	1,413,797
受取手形及び売掛金	1,478,159	1,683,650
製品	1,553,329	1,648,403
貯蔵品	17,943	15,663
繰延税金資産	86,113	112,316
未収入金	51,012	50,761
その他	219,668	222,805
貸倒引当金	8,788	8,055
流動資産合計	4,595,752	5,139,343
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	87,227	141,580
減価償却累計額	53,998	59,171
建物及び構築物(純額)	33,229	82,408
機械装置及び運搬具	48,408	65,255
減価償却累計額	36,217	44,475
機械装置及び運搬具(純額)	12,190	20,779
土地	85,297	85,297
その他	182,761	178,852
減価償却累計額	159,411	150,881
その他(純額)	23,350	27,970
有形固定資産合計	154,067	216,456
無形固定資産		
その他	81,917	95,099
無形固定資産合計	81,917	95,099
投資その他の資産		
繰延税金資産	85,951	108,136
敷金及び保証金	227,862	282,454
その他	157,433	141,770
貸倒引当金	9,733	8,576
投資その他の資産合計	461,513	523,784
固定資産合計	697,498	835,340
資産合計	5,293,250	5,974,684

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	569,380	689,178
短期借入金	2 300,000	2 115,000
1年内返済予定の長期借入金	296,496	276,448
未払法人税等	88,414	286,310
賞与引当金	58,544	95,581
株主優待引当金	7,410	5,257
ポイント引当金	-	1,531
その他	326,136	368,121
流動負債合計	1,646,383	1,837,428
固定負債		
長期借入金	407,714	325,819
退職給付に係る負債	201,944	258,126
資産除去債務	31,883	36,170
その他	20,796	18,964
固定負債合計	662,338	639,079
負債合計	2,308,721	2,476,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,380	312,605
資本剰余金	538,592	538,817
利益剰余金	2,221,547	2,803,999
自己株式	150,608	128,659
株主資本合計	2,921,911	3,526,763
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	9,157	30,240
為替換算調整勘定	78,652	27,019
退職給付に係る調整累計額	6,878	25,614
その他の包括利益累計額合計	62,617	28,835
新株予約権	-	249
純資産合計	2,984,529	3,498,176
負債純資産合計	5,293,250	5,974,684

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
売上高	10,252,304	11,941,676
売上原価	1 7,069,358	1 8,052,120
売上総利益	3,182,946	3,889,556
販売費及び一般管理費	2, 3 2,647,441	2, 3 2,844,346
営業利益	535,504	1,045,209
営業外収益		
受取利息	472	316
受取保証料	6,932	6,932
その他	1,301	1,996
営業外収益合計	8,705	9,245
営業外費用		
支払利息	5,556	5,243
為替差損	8,532	18,093
その他	3,819	599
営業外費用合計	17,908	23,936
経常利益	526,301	1,030,518
特別利益		
固定資産売却益	-	4 196
負ののれん発生益	11,426	-
その他	-	1
特別利益合計	11,426	198
特別損失		
固定資産除却損	5 633	5 1,393
たな卸資産評価損	53,488	-
たな卸資産廃棄損	82,177	-
特別損失合計	136,299	1,393
税金等調整前当期純利益	401,429	1,029,323
法人税、住民税及び事業税	184,829	359,207
法人税等調整額	9,966	28,980
法人税等合計	174,863	330,227
当期純利益	226,565	699,095
親会社株主に帰属する当期純利益	226,565	699,095

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
当期純利益	226,565	699,095
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	17,759	21,083
為替換算調整勘定	40,182	51,633
退職給付に係る調整額	7,685	18,736
その他の包括利益合計	1 14,737	1 91,453
包括利益	241,303	607,642
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	241,303	607,642
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成26年9月1日至平成27年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	308,206	534,418	2,064,064	97,247	2,809,442
会計方針の変更による累積的影響額			14,583		14,583
会計方針の変更を反映した当期首残高	308,206	534,418	2,078,647	97,247	2,824,025
当期変動額					
新株の発行	4,173	4,173			8,347
剰余金の配当			83,665		83,665
親会社株主に帰属する当期純利益			226,565		226,565
自己株式の取得				80,585	80,585
自己株式の処分				27,224	27,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	4,173	4,173	142,900	53,360	97,886
当期末残高	312,380	538,592	2,221,547	150,608	2,921,911

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,602	38,470	806	47,879	-	2,857,321
会計方針の変更による累積的影響額				-		14,583
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,602	38,470	806	47,879	-	2,871,904
当期変動額						
新株の発行						8,347
剰余金の配当						83,665
親会社株主に帰属する当期純利益						226,565
自己株式の取得						80,585
自己株式の処分						27,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,759	40,182	7,685	14,737	-	14,737
当期変動額合計	17,759	40,182	7,685	14,737	-	112,624
当期末残高	9,157	78,652	6,878	62,617	-	2,984,529

当連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,380	538,592	2,221,547	150,608	2,921,911
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	312,380	538,592	2,221,547	150,608	2,921,911
当期変動額					
新株の発行	225	225			451
剰余金の配当			116,643		116,643
親会社株主に帰属する当期純利益			699,095		699,095
自己株式の取得				71	71
自己株式の処分				22,020	22,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	225	225	582,452	21,948	604,852
当期末残高	312,605	538,817	2,803,999	128,659	3,526,763

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,157	78,652	6,878	62,617	-	2,984,529
会計方針の変更による累積的影響額				-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,157	78,652	6,878	62,617	-	2,984,529
当期変動額						
新株の発行						451
剰余金の配当						116,643
親会社株主に帰属する当期純利益						699,095
自己株式の取得						71
自己株式の処分						22,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,083	51,633	18,736	91,453	249	91,204
当期変動額合計	21,083	51,633	18,736	91,453	249	513,647
当期末残高	30,240	27,019	25,614	28,835	249	3,498,176

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	401,429	1,029,323
減価償却費	53,928	57,417
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,946	1,890
賞与引当金の増減額(は減少)	3,057	37,499
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	20,726	28,069
株主優待引当金の増減額(は減少)	1,298	2,152
ポイント引当金の増減額(は減少)	-	1,531
受取利息及び受取配当金	472	316
支払利息	5,556	5,243
固定資産売却損益(は益)	-	196
固定資産除却損	633	1,393
売上債権の増減額(は増加)	3,337	205,214
たな卸資産の増減額(は増加)	144,476	101,382
仕入債務の増減額(は減少)	224,442	123,032
前渡金の増減額(は増加)	8,224	2,208
その他	94,279	4,299
小計	317,529	974,448
利息及び配当金の受取額	472	316
利息の支払額	4,948	4,862
法人税等の還付額	27,613	45,837
法人税等の支払額	256,135	211,063
保険金の受取額	1,634	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,165	804,676
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	125,364	-
有形固定資産の取得による支出	19,709	91,530
無形固定資産の取得による支出	26,069	38,076
敷金及び保証金の差入による支出	10,609	61,424
敷金及び保証金の回収による収入	4,638	1,007
保険積立金の積立による支出	25,887	48,999
保険積立金の解約による収入	-	56,689
その他	-	2,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	203,003	179,981
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	185,000
長期借入れによる収入	150,000	250,000
長期借入金の返済による支出	256,614	351,943
社債の償還による支出	100,000	-
株式の発行による収入	8,347	451
新株予約権の発行による収入	-	250
自己株式の売却による収入	27,224	22,020
自己株式の取得による支出	80,585	71
配当金の支払額	83,415	116,275
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,043	380,567
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,310	28,643
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	123,570	215,483
現金及び現金同等物の期首残高	1,321,884	1,198,314
現金及び現金同等物の期末残高	1,198,314	1,413,797

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)トランス

(株)トレードワークス

(株)クラフトワーク

(株)T3デザイン

(株)ゴーウェル

Trade Works Asia Limited

上海多来多貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海多来多貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表を作成するにあたっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

イ. 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による薄価切下げの方法）によっております。

a 製品

移動平均法

b 貯蔵品

移動平均法

ロ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ニ．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ポイント引当金

将来のポイント使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

ヘ．連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ト．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息

ヘッジ方針

為替予約については為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金利スワップについては借入金の金利変動リスクを回避する目的のために利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約についてはヘッジ対象とヘッジ手段双方のキャッシュ・フロー変動の累計額又は相場変動の累計額を基礎にして、ヘッジ有効性の評価を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、決算日における有効性の評価を省略しております。

チ．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

リ．その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

- (「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払保証料」「コミットメントフィー」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「支払保証料」149千円、「コミットメントフィー」525千円、「その他」3,145千円は、「その他」3,819千円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、平成26年8月より従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)を導入しております。E S O P信託は、「トランザクショングループ社員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。E S O P信託では、当社持株会に加入する従業員のうち一定要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、本信託導入後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。

なお、当社株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、保証契約に基づき、当社が借入銀行に対して一括して残存債務を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度 150,362千円、338,000株

当連結会計年度 128,342千円、288,500株

(注) 当社は、平成27年7月31日を基準日、平成27年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して自己株式の株式数を記載しております。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 159,840千円

当連結会計年度 124,320千円

(連結貸借対照表関係)

1 手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
受取手形割引高	43,223千円	-千円

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの 総額	1,150,000千円	900,000千円
借入実行残高	300,000千円	115,000千円
差引額	850,000千円	785,000千円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
売上原価	47,307千円	91,496千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
貸倒引当金繰入額	4,794千円	3,024千円
給与及び手当	1,002,221千円	1,040,641千円
地代家賃	208,830千円	250,469千円
賞与引当金繰入額	48,850千円	81,498千円
退職給付費用	25,088千円	31,630千円
株主優待引当金繰入額	7,410千円	5,257千円
ポイント引当金繰入額	- 千円	1,531千円

3 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
	17,613千円	16,776千円

4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
固定資産売却益		
機械装置及び運搬具	- 千円	196千円

5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
固定資産除却損		
建物及び構築物	- 千円	1,382千円
その他(工具、器具及び備品)	1千円	10千円
その他(ソフトウェア)	632千円	- 千円
計	633千円	1,393千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	156,377	27,818
資産の取得原価調整額	128,008	60,040
税効果調整前	28,368	32,221
税効果額	10,609	11,138
繰延ヘッジ損益	17,759	21,083
為替換算調整勘定		
当期発生額	40,182	51,633
税効果調整前	40,182	51,633
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	40,182	51,633
退職給付に係る調整額		
当期発生額	12,409	28,807
組替調整額	1,003	694
税効果調整前	11,406	28,112
税効果額	3,720	9,376
退職給付に係る調整額	7,685	18,736
その他の包括利益合計	14,737	91,453

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	6,436,400	6,525,200	-	12,961,600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成26年 9月 1日から平成27年 7月31日までの新株の発行による増加 44,400株

平成27年 8月 1日付の株式分割による増加 6,480,800株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	109,856	266,234	36,900	339,190

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には、E S O P信託が保有する当社株式338,000株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

E S O P信託の当社株式取得による増加 90,300株

単元未満株の買取請求による増加 39株

平成27年 8月 1日付の株式分割による増加 175,895株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

E S O P信託より当社持株会へ株式売却による減少 36,900株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年10月27日 取締役会	普通株式	83,665	13	平成26年8月31日	平成26年11月13日

(注) 平成26年10月27日取締役会決議による配当金の総額には、E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金1,420千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年10月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	116,643	9	平成27年8月31日	平成27年11月13日

(注) 平成27年10月26日取締役会決議による配当金の総額には、E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金3,042千円が含まれております。

当連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	12,961,600	4,800	-	12,966,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成27年9月1日から平成28年8月31日までの新株の発行による増加 4,800株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	339,190	44	49,500	289,734

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には、E S O P信託が保有する当社株式288,500株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 44株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

E S O P信託より当社持株会へ株式売却による減少 49,500株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第2回新株予約権 (注)1、2	普通株式	-	250,600	1,600	249,000	249
合計			-	250,600	1,600	249,000	249

(注)1 当連結会計年度の増加250,600株は提出会社の有償ストック・オプション(業績条件付)の発行によるものであります。減少1,600株は従業員の退職によるものであります。

2 有償ストック・オプション249,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年10月26日 取締役会	普通株式	116,643	9	平成27年8月31日	平成27年11月13日

(注) 平成27年10月26日取締役会決議による配当金の総額には、E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金3,042千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年10月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	181,512	14	平成28年8月31日	平成28年11月14日

(注) 平成28年10月24日取締役会決議による配当金の総額には、E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金4,039千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
現金及び預金	1,198,314千円	1,413,797千円
現金及び現金同等物	1,198,314千円	1,413,797千円

(セグメント情報)

当社及び連結子会社の事業は、雑貨事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
1株当たり純資産額	236円45銭	275円93銭
1株当たり当期純利益金額	18円01銭	55円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	17円96銭	55円25銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	226,565	699,095
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	226,565	699,095
普通株式の期中平均株式数(株)	12,579,598	12,650,906
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	36,778	3,131
(うち新株予約権)(株)	(36,778)	(3,131)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

当連結会計年度において、1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が保有する自己株式(前連結会計年度 341,703株、当連結会計年度 310,723株)を控除し算定しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,984,529	3,498,176
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	249
(うち新株予約権)(千円)	-	249
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,984,529	3,497,927
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	12,622,410	12,676,666

当連結会計年度において、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が期末時点で保有する自己株式(前連結会計年度末 338,000株、当連結会計年度末 288,500株)を控除し算定しております。

3 当社は、平成27年7月31日を基準日、平成27年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 第30期事業年度(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)の業績の概要

平成28年10月24日開催の取締役会で承認した第30期事業年度(平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)の計算書類は以下のとおりであります。

ただし、この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査はなされておられません。

なお、金額については千円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年8月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,668,757	流動負債	863,485
現金及び預金	396,674	短期借入金	115,000
関係会社預け金	1,020,000	1年内返済予定の長期借入金	276,448
売掛金	66,388	未払金	25,193
貯蔵品	43	未払費用	9,453
前払費用	38,436	未払法人税等	875
関係会社短期貸付金	61,908	預り金	4,252
繰延税金資産	3,810	関係会社預り金	413,000
その他	81,496	前受収益	6,932
固定資産	1,529,814	賞与引当金	5,979
有形固定資産	48,973	株主優待引当金	5,370
建物	34,451	その他	981
車両運搬具	2,185	固定負債	397,556
工具、器具及び備品	12,335	長期借入金	325,819
無形固定資産	57,185	退職給付引当金	22,947
ソフトウェア	56,046	資産除去債務	29,826
その他	1,138	その他	18,964
投資その他の資産	1,423,656	負債合計	1,261,042
関係会社株式	1,039,580	（純資産の部）	
長期前払費用	13,864	株主資本	1,937,280
敷金及び保証金	243,642	資本金	312,605
繰延税金資産	15,067	資本剰余金	538,817
その他	111,502	資本準備金	222,817
		その他資本剰余金	316,000
		利益剰余金	1,214,516
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,212,016
		別途積立金	150,000
		繰越利益剰余金	1,062,016
		自己株式	128,659
		新株予約権	249
		純資産合計	1,937,529
資産合計	3,198,571	負債・純資産合計	3,198,571

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		732,979
営業費用		481,403
営業利益		251,575
営業外収益		
受取利息	5,906	
受取保証料	6,932	
その他	217	13,055
営業外費用		
支払利息	5,739	
為替差損	25,988	
その他	11	31,739
経常利益		232,890
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	1,382	1,382
税引前当期純利益		231,509
法人税、住民税及び事業税	4,260	
法人税等調整額	1,734	5,994
当期純利益		225,515

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	312,380	222,592	316,000	538,592	2,500
当期変動額					
新株の発行	225	225		225	
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	225	225	-	225	-
当期末残高	312,605	222,817	316,000	538,817	2,500

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	150,000	953,144	1,105,644	150,608	1,806,009	-	1,806,009
当期変動額							
新株の発行					451		451
剰余金の配当		116,643	116,643		116,643		116,643
当期純利益		225,515	225,515		225,515		225,515
自己株式の取得				71	71		71
自己株式の処分				22,020	22,020		22,020
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						249	249
当期変動額合計	-	108,871	108,871	21,948	131,271	249	131,520
当期末残高	150,000	1,062,016	1,214,516	128,659	1,937,280	249	1,937,529

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より翌事業年度より費用処理しております。

(4) 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的のために利用しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしており、決算日における有効性の評価を省略しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類の「注記事項(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1.有形固定資産の減価償却累計額 103,984千円
- 2.関係会社に対する金銭債権又は債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	103,225千円
短期金銭債務	7,253千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

営業収益	732,979千円
営業費用	10,086千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	5,887千円
支払利息	606千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	339,190	44	49,500	289,734

(注) 当事業年度末の自己株式の株数には、E S O P 信託が保有する当社株式288,500株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加は、44株であります。

減少数の内訳は、次のとおりであります。

E S O P 信託より当社持株会への株式売却による減少は49,500株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
株主優待引当金	1,657千円
賞与引当金	1,845千円
未払事業所税	259千円
その他	237千円
繰延税金負債（流動）との相殺	189千円
計	3,810千円
固定資産	
退職給付引当金	7,081千円
資産除去債務	9,204千円
関係会社株式	4,459千円
みなし配当	3,837千円
その他	1,458千円
繰延税金負債（固定）との相殺	2,677千円
計	23,364千円
評価性引当額	8,296千円
合計	15,067千円
繰延税金資産合計	18,878千円
繰延税金負債	
流動負債	
未収事業税	189千円
繰延税金資産（流動）との相殺	189千円
計	-千円
固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,677千円
繰延税金資産（固定）との相殺	2,677千円
計	-千円
合計	-千円
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産（負債）の純額	18,878千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.4%
住民税均等割等	0.1%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年9月1日以後解消されるものに限る）に使用する法定実効税率は、前事業年度の33.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年9月1日から平成30年8月31日までのものは30.86%、平成30年9月1日以降のものについては30.62%に変更されております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社トランス	東京都渋谷区	90,000	個々の顧客の要望によるオーダーメイドの受注生産製品を主にエンドユーザーへ直接販売を行うファブレスメーカー	(所有) 直接100.0	経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務受託料及び施設賃貸料の受取、資金の預かり、役員の兼任4名	経営指導料収入	37,330	売掛金	3,028
							業務受託料収入	183,065	売掛金	26,260
							受取賃貸料収入	9,734	売掛金	989
							資金の払出し	350,000	関係会社預り金	350,000
							支払利息	596	未払金	18
	株式会社トレードワークス	東京都渋谷区	90,000	自社で企画する見込生産製品を主に卸売業者へ販売を行うファブレスメーカー	(所有) 直接100.0	経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務受託料及び施設賃貸料の受取、資金の預入れ、役員の兼任4名	経営指導料収入	24,602	売掛金	2,432
							業務受託料収入	149,163	売掛金	22,790
							受取賃貸料収入	14,597	売掛金	1,412
							資金の預入れ	1,020,000	関係会社預け金	1,020,000
							受取利息	4,865	未収入金(利息)	41
	株式会社クラフトワーク	埼玉県越谷市	50,000	国内の製品の印刷、加工、検品、アッセンブリ及び物流手配業務	(所有) 直接100.0	経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務受託料及び施設賃貸料の受取、資金の預かり、役員の兼任1名	経営指導料収入	12,000	売掛金	1,080
							業務受託料収入	25,071	売掛金	3,220
							受取賃貸料収入	2,084	売掛金	205
							資金の払出し	60,000	関係会社預り金	60,000
	株式会社T3デザイン	東京都渋谷区	30,000	グループ内外のグラフィック、プロダクツ、WEBデザイン及び製品開発業務	(所有) 直接100.0	経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務受託料及び施設賃貸料の受取、資金の預かり、役員の兼任1名	経営指導料収入	12,000	売掛金	1,080
							業務受託料収入	17,440	売掛金	2,652
							受取賃貸料収入	1,783	売掛金	181
							資金の払出し	3,000	関係会社預り金	3,000
	株式会社ゴーウェル	京都府京都市	10,000	自社で企画する見込生産製品を主に卸売業者へ販売を行うファブレスメーカー	(所有) 直接100.0	業務委託契約に基づく業務受託料の受取、役員の兼任2名	業務受託料収入	3,600	売掛金	324

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	Trade Works Asia Limited	中国香港	1,426,000 (US\$)	海外販売業務並びにアジア圏における生産品質管理及び貿易業務	(所有) 直接100.0	業務委託契約に基づく業務受託料及び施設賃料の受取、資金の貸付	業務受託料収入	6,492	売掛金	731
受取賃貸料収入							18	売掛金	-	
運転資金の融資							-	関係会社短期貸付金	61,908	
受取利息							1,021	未収入金(利息)	781	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料及び業務受託料については、持株会社である当社の運営費用相当額を、連結子会社から応分に收受しております。
- (注2) 受取賃貸料については、当社で取得した施設、備品等を子会社に賃借する場合、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- (注3) 運転資金の融資及び借入に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 関係会社預け金及び関係会社預り金は、CMS(キャッシュマネジメントサービス)導入によるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は純額で表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 152円82銭
- 1株当たり当期純利益金額 17円83銭

1 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額	1,937,529千円
純資産の部の合計額から控除する金額	249千円
(うち新株予約権)	249千円
普通株式に係る純資産額	1,937,280千円
普通株式の発行済株式数	12,966,400株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	12,676,666株

当事業年度において、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が期末時点で保有する自己株式(288,500株)を控除し算定しております。

2 1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益	225,515千円
普通株式に係る当期純利益	225,515千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式の期中平均株式数	12,650,906株

当事業年度において、1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が保有する自己株式(310,723株)を控除し算定しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 至	平成26年9月1日 平成27年8月31日	平成27年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第3四半期)	自 至	平成28年3月1日 平成28年5月31日	平成28年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年11月27日

株式会社トランザクション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクションの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション及び連結子会社の平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トランザクションの平成27年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社トランザクションが平成27年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月27日

株式会社トランザクション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクションの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクションの平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月14日

株式会社トランザクション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮 厚彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランザクションの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランザクション及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。